

鶴岡に  
移住した方の

# テレワークを支援します

## — 鶴岡市UIターンテレワーク環境整備支援補助金 —

従業員が本市に移住してテレワーク行う企業や、本市に移住してテレワークを行う個人事業主に、テレワークに要する経費の一部を助成します。

### 補助対象者

- ① 法人事業者
  - 県外に所在し、雇用する従業員を本市に移住させ、テレワークを行う企業
- ② 個人事業主
  - 県外から本市に移住し、事務所を設けて事業を開始する方
  - 移住後、本市に1か月以上居住し、テレワークにより県外事業者と取引を行う方

### 補助対象経費等

補助金額は、補助対象経費の1/4となります

補助対象経費	補助金の上限額
① 通信環境整備費 (1) 回線工事費、(2) 契約料又は登録料	上限15,000円
② 通信費 (1) 通信回線使用料、 (2) プロバイダ料、(3) モデム、ONU	上限1,250円/月
③ 在宅勤務に係る手当	【一時金】 上限54,000円/回 【毎月】 上限 4,500円/月
④ シェアオフィス使用料 ※市内の施設に限る	上限3,000円/月
⑤ 本社等への出張交通費	上限30,000円

※令和3年度に支出したものが対象となります

### 申請から支払までの流れ

- ① 申請時に以下の書類を地域振興課に提出ください。
  - ・法人事業者 — 交付申請書、法人の概要や従業員であることがわかる書類等
  - ・個人事業主 — 交付申請書、開業届の写し、事業内容や転居後の住所がわかる書類等
- ② 事業終了後に事業報告書を提出し、審査後に、補助金をお支払いします。  
【提出書類】 実績報告書、支払いがわかる書類等



<お申込み先> 鶴岡市役所地域振興課 TEL : 25-2111 (内線586)  
E-mail : [chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp)